

令和4年亀岡市議会定例会9月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>第2条の4</u></p> <hr/> <p>の規定に該当する場合には、2歳 _____ に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合には当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」と</u></p>

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期

いう。)（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

<削除>

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規

定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

<新規>

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項_____及び第143条第15項の規定により、亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用_____並 びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第15項の規定により、亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び<u>法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候</p>

補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 （略）

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 （略）

補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 （略）

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 （略）

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 亀岡市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 亀岡市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が

委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。))を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。))とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第11条 候補者は、第14条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第12条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 亀岡市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数を生じた場合の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が

定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。

(亀岡市行政手続条例の適用除外)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額)

第14条 第11条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額とする。

(亀岡市行政手続条例の適用除外)

第15条 (略)

(委任)

第16条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)																																																																			
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき、 次のとおり小学校を設置する。		(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき、 次のとおり小学校を設置する。																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 亀岡市立亀岡小学校</td><td>亀岡市内丸町15番地</td></tr> <tr><td>2 // 安詳小学校</td><td>// 篠町篠中北裏68番地</td></tr> <tr><td>3 // 東別院小学校</td><td>// 東別院町東掛岩脇9番地</td></tr> <tr><td>4 // 西別院小学校</td><td>// 西別院町柚原佃24番地</td></tr> <tr><td>5 // 曾我部小学校</td><td>// 曾我部町南条中荒水代1番地</td></tr> <tr><td>6 // 吉川小学校</td><td>// 吉川町穴川平田17番地</td></tr> <tr><td>7 // 蕨田野小学校</td><td>// 蕨田野町佐伯源の坊18番地</td></tr> <tr><td>8 // 本梅小学校</td><td>// 本梅町井手早田垣内23番地</td></tr> <tr><td>9 // 畑野小学校</td><td>// 畑野町千ヶ畑西山5番地の1</td></tr> <tr><td>10 // 青野小学校</td><td>// 宮前町宮川青野29番地</td></tr> <tr><td>11 // 大井小学校</td><td>// 大井町並河1丁目3番1号</td></tr> <tr><td>12 // 千代川小学校</td><td>// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地</td></tr> <tr><td>13 // 保津小学校</td><td>// 保津町構之内20番地</td></tr> <tr><td>14 // つつじヶ丘小学校</td><td>// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地</td></tr> <tr><td>15 // 城西小学校</td><td>// 余部町前川原46番地</td></tr> <tr><td>16 // 詳徳小学校</td><td>// 篠町柏原田中3番地の1</td></tr> <tr><td>17 // 南つつじヶ丘小学校</td><td>// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地	2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地	3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地	4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地	5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地	6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地	7 // 蕨田野小学校	// 蕨田野町佐伯源の坊18番地	8 // 本梅小学校	// 本梅町井手早田垣内23番地	9 // 畑野小学校	// 畑野町千ヶ畑西山5番地の1	10 // 青野小学校	// 宮前町宮川青野29番地	11 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号	12 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地	13 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地	14 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地	15 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地	16 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1	17 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 亀岡市立亀岡小学校</td><td>亀岡市内丸町15番地</td></tr> <tr><td>2 // 安詳小学校</td><td>// 篠町篠中北裏68番地</td></tr> <tr><td>3 // 東別院小学校</td><td>// 東別院町東掛岩脇9番地</td></tr> <tr><td>4 // 西別院小学校</td><td>// 西別院町柚原佃24番地</td></tr> <tr><td>5 // 曾我部小学校</td><td>// 曾我部町南条中荒水代1番地</td></tr> <tr><td>6 // 吉川小学校</td><td>// 吉川町穴川平田17番地</td></tr> <tr><td>7 // 蕨田野小学校</td><td>// 蕨田野町佐伯源の坊18番地</td></tr> <tr><td>8 // 大井小学校</td><td>// 大井町並河1丁目3番1号</td></tr> <tr><td>9 // 千代川小学校</td><td>// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地</td></tr> <tr><td>10 // 保津小学校</td><td>// 保津町構之内20番地</td></tr> <tr><td>11 // つつじヶ丘小学校</td><td>// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地</td></tr> <tr><td>12 // 城西小学校</td><td>// 余部町前川原46番地</td></tr> <tr><td>13 // 詳徳小学校</td><td>// 篠町柏原田中3番地の1</td></tr> <tr><td>14 // 南つつじヶ丘小学校</td><td>// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地	2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地	3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地	4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地	5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地	6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地	7 // 蕨田野小学校	// 蕨田野町佐伯源の坊18番地	8 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号	9 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地	10 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地	11 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地	12 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地	13 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1	14 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
名称	位置																																																																				
1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地																																																																				
2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地																																																																				
3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地																																																																				
4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地																																																																				
5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地																																																																				
6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地																																																																				
7 // 蕨田野小学校	// 蕨田野町佐伯源の坊18番地																																																																				
8 // 本梅小学校	// 本梅町井手早田垣内23番地																																																																				
9 // 畑野小学校	// 畑野町千ヶ畑西山5番地の1																																																																				
10 // 青野小学校	// 宮前町宮川青野29番地																																																																				
11 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号																																																																				
12 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地																																																																				
13 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地																																																																				
14 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地																																																																				
15 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地																																																																				
16 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1																																																																				
17 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号																																																																				
名称	位置																																																																				
1 亀岡市立亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地																																																																				
2 // 安詳小学校	// 篠町篠中北裏68番地																																																																				
3 // 東別院小学校	// 東別院町東掛岩脇9番地																																																																				
4 // 西別院小学校	// 西別院町柚原佃24番地																																																																				
5 // 曾我部小学校	// 曾我部町南条中荒水代1番地																																																																				
6 // 吉川小学校	// 吉川町穴川平田17番地																																																																				
7 // 蕨田野小学校	// 蕨田野町佐伯源の坊18番地																																																																				
8 // 大井小学校	// 大井町並河1丁目3番1号																																																																				
9 // 千代川小学校	// 千代川町北ノ庄国主ヶ森21番地																																																																				
10 // 保津小学校	// 保津町構之内20番地																																																																				
11 // つつじヶ丘小学校	// 西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地																																																																				
12 // 城西小学校	// 余部町前川原46番地																																																																				
13 // 詳徳小学校	// 篠町柏原田中3番地の1																																																																				
14 // 南つつじヶ丘小学校	// 南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号																																																																				

亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。		(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。	
名称		位置	
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地	
2	// 別院中学校	// 東別院町南掛一の坪1番地	
3	// 南桑中学校	// 蕨田野町太田丸橋1番地	
4	// 育親中学校	// 本梅町中野和田山1番地の2	
5	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号	
6	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号	
7	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地	

亀岡市立中学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。		(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条の規定に基づき、次のとおり中学校を設置する。	
名称		位置	
1	亀岡市立亀岡中学校	亀岡市内丸町13番地	
2	// 南桑中学校	// 蕨田野町太田丸橋1番地	
3	// 育親中学校	// 本梅町中野和田山1番地の2	
4	// 東輝中学校	// 篠町広田3丁目28番1号	
5	// 大成中学校	// 大井町土田1丁目5番7号	
6	// 詳徳中学校	// 篠町柏原中又7番地	

亀岡市立義務教育学校設置条例（平成28年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。		(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、次のとおり義務教育学校を設置する。	
名称	位置	名称	位置
亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4	1 亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4
		2 // 育親学園	// 本梅町中野和田山1番地の2

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表第1（第3条関係） 都市公園			別表第1（第3条関係） 都市公園		
公園番号	名称	位置	公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内	1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内	2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内	3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内	4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内	5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内	6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内	7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内	8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内	9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内	10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、弐番、西垣内地内	11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、弐番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内	12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内	13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内	15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内	16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内	17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内	18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内	19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内	20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内	21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内	22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内	23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内	24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内	26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内

27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市追分町下島地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内

27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内
36	保津川水辺公園	亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
37	駅南三角公園	亀岡市古世町西内坪地内
38	亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
39	亀岡駅北2号公園	亀岡市追分町中河原、一本木地内 亀岡市亀岡駅北1丁目地内
40	亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内
41	亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内 亀岡市亀岡駅北2丁目地内

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																				
<p>(加入金)</p> <p>第36条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額の加入金を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">1 口径加入金</td> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">140,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: right;">2,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: right;">4,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     (1) 150ミリメートル以上のものは、管理者が規程で定める額とする。                      (2) 増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 給水面積加入金</td> <td colspan="2">給水装置を新設する場合において、給水対象敷地面積（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いた面積）1平方メートル当たり500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p>	区分	メーターの口径	加入金の額	1 口径加入金	ミリメートル	円	13	40,000	20	80,000	25	140,000	40	600,000	50	1,000,000	75	2,000,000	100	4,000,000	(1) 150ミリメートル以上のものは、管理者が規程で定める額とする。 (2) 増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。			2 給水面積加入金	給水装置を新設する場合において、給水対象敷地面積（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いた面積）1平方メートル当たり500円		<p>(加入金)</p> <p>第36条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分により算出した額に消費税等相当額を加算した額の加入金を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">メーターの口径</th> <th style="text-align: center;">加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">口径加入金</td> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: right;">140,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: right;">770,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: right;">1,400,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: right;">3,300,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: right;">6,500,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">150以上</td> <td style="text-align: center;">管理者が規程で定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。                      (口径加入金及び給水面積加入金に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の亀岡市水道事業給水条例第36条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込</p>	区分	メーターの口径	加入金の額	口径加入金	ミリメートル	円	13	80,000	20	140,000	25	250,000	40	770,000	50	1,400,000	75	3,300,000	100	6,500,000	150以上		管理者が規程で定める額	増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。		
区分	メーターの口径	加入金の額																																																			
1 口径加入金	ミリメートル	円																																																			
	13	40,000																																																			
	20	80,000																																																			
	25	140,000																																																			
	40	600,000																																																			
	50	1,000,000																																																			
	75	2,000,000																																																			
	100	4,000,000																																																			
(1) 150ミリメートル以上のものは、管理者が規程で定める額とする。 (2) 増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。																																																					
2 給水面積加入金	給水装置を新設する場合において、給水対象敷地面積（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いた面積）1平方メートル当たり500円																																																				
区分	メーターの口径	加入金の額																																																			
口径加入金	ミリメートル	円																																																			
	13	80,000																																																			
	20	140,000																																																			
	25	250,000																																																			
	40	770,000																																																			
	50	1,400,000																																																			
	75	3,300,000																																																			
	100	6,500,000																																																			
150以上		管理者が規程で定める額																																																			
増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。																																																					

みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金について適用し、施行日前に申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。

3 施行日前に給水装置工事の申込み又は配水施設等の設置の申請があった場合の給水面積加入金については、なお従前の例による。

4 施行日前に亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定による申請があった場合であって、同条例第36条第3項ただし書の規定により加入金の徴収の特例を適用している場合、施行日以後に申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、なお従前の例による。ただし、同条例第6条第3項の規定により市の所有となった配水施設等から新たに分岐して給水装置を設置するために申込みがあった給水装置の新設に係る口径加入金については、この条例による改正後の口径加入金の額を適用する。

5 施行日前に設置された口径13ミリメートルの給水装置（施行日前に申込みがあり、施行日以後に設置される口径13ミリメートルの給水装置を含む。）において、施行日以後に申込みがあった口径20ミリメートルの給水装置への増径に係る口径加入金については、なお従前の例による。

（経過措置の委任）

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

（準備行為）

7 この条例の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。